

パブリックコメントの期間について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）に基づく介護保険法の改正により、平成30年4月1日以降、市町村が指定居宅介護支援事業者の指定を行うこととされていますが、平成31年3月31日までは市町村条例が制定施行されていなくても従前の都道府県条例の基準を市町村条例の基準とみなすという経過措置が設けられています。

しかし、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が平成30年4月1日（一部平成30年10月1日）に施行される予定であり、これにより、厚生労働省が定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部が改正され、この一部改正により、従前の都道府県条例の基準が厚生労働省が定める基準と異なるものとなるため、居宅介護支援等に関する基準としてみなすことが困難となり、経過措置を採ることができません。

これを踏まえ、早急に「(仮称)小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例」等を制定する必要性が生じたため、小田原市意見公募手続条例第6条第1項の規定により、30日を下回る意見提出期間を定めることとしました。